

～電子帳簿保存法が改正されました～

令和4年分以降の所得税より、青色申告特別控除65万円の適用を受けるためには下表のように改正されました。

青色申告特別控除55万円の適用要件を満たした上で・・・	
令和3年分以前	令和4年分以降
①電子帳簿保存承認申請書を提出している または ②e-Taxによる電子申告をしている ことが必要でした。	① 優良な電子帳簿による保存 を行う または ②e-Taxによる電子申告を行う ことが必要となります。

また

優良な電子帳簿保存には新たに、「過少申告加算税の特例[※]」が創設されています。

※ 「過少申告加算税の特例」は、優良な電子帳簿保存に記録された事項に申告漏れがあった場合に、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置をいいます。

令和3年分以前
に電子帳簿保存
の適用を受けた

初めて電子帳簿
保存の適用を受
けられる方

令和4年分以降も**電子帳簿保存による青色申告特別控除65万円の適用受けられますが、過少申告加算税の特例を受けることはできませんので、令和5年3月15日までに所轄の税務署へ「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」を提出してください。**

優良な電子帳簿保存による「青色申告特別控除65万円の適用」および「過少申告加算税の特例の適用」を**令和4年分から受ける場合には、令和5年3月15日までに所轄の税務署へ「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」を提出する必要があります。**

会計ソフト・ブルーリターンAをお使いの会員の方は**令和4年11月30日までに**、「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」の提出にお越してください。

ブルーリターンA以外の会計ソフトをお使いの方は、申告会事務局までご連絡ください。